



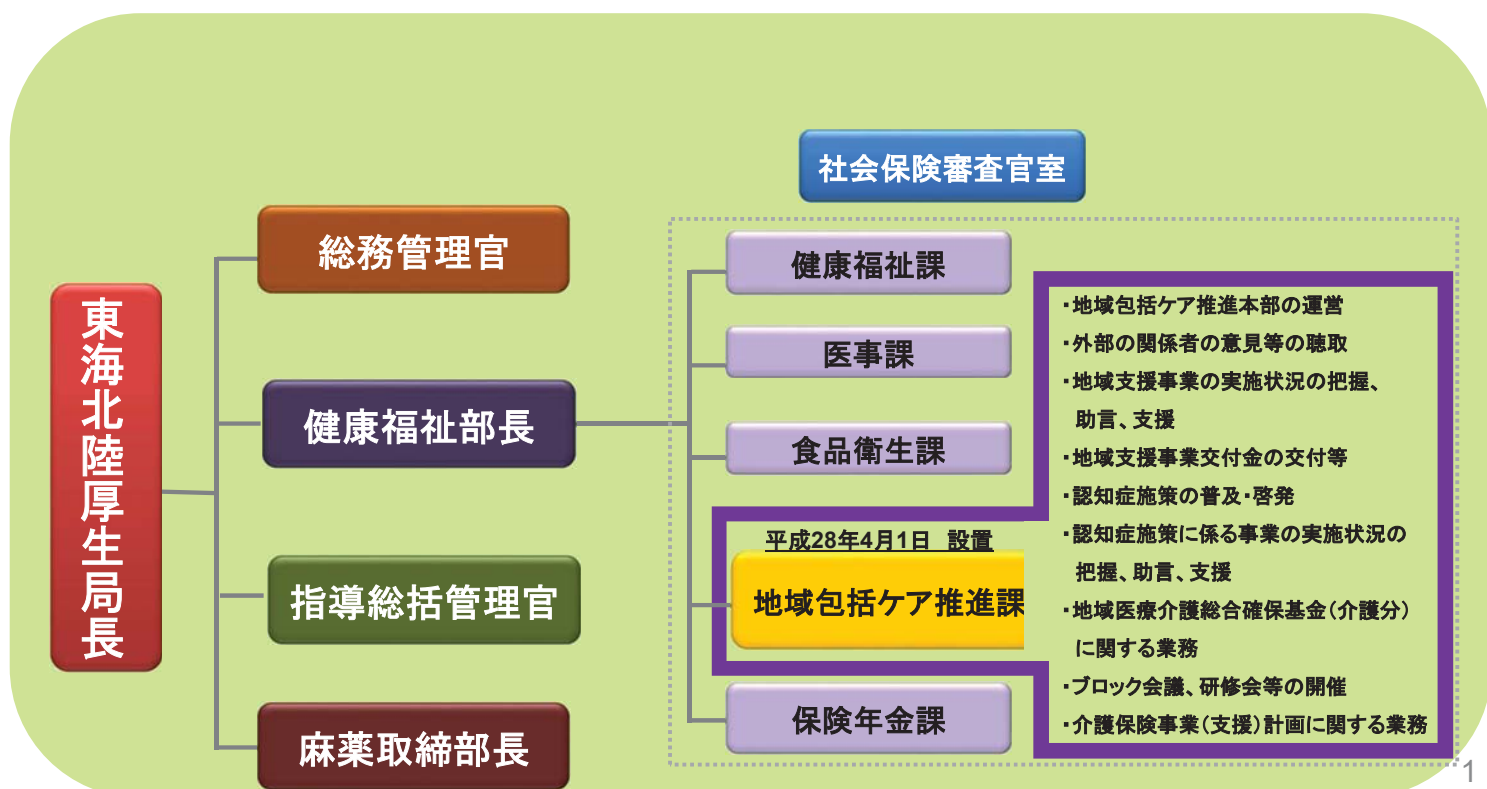
令和元年6月26日
第5回 中部ブロック居住支援協議会に係る勉強会
ウイंक愛知

地域包括ケアシステム

～住まいに課題を抱える人に対する居住支援～

東海北陸厚生局
健康福祉部 地域包括ケア推進課

東海北陸厚生局



お話しさせていただく内容

- 地域包括ケアシステムについて
- 居住に課題を抱える人への支援
- 福祉・住宅行政の連携

2

「地域包括ケアシステム」に係る規定

介護保険法【地域包括ケアの理念規定】 第5条第3項

国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

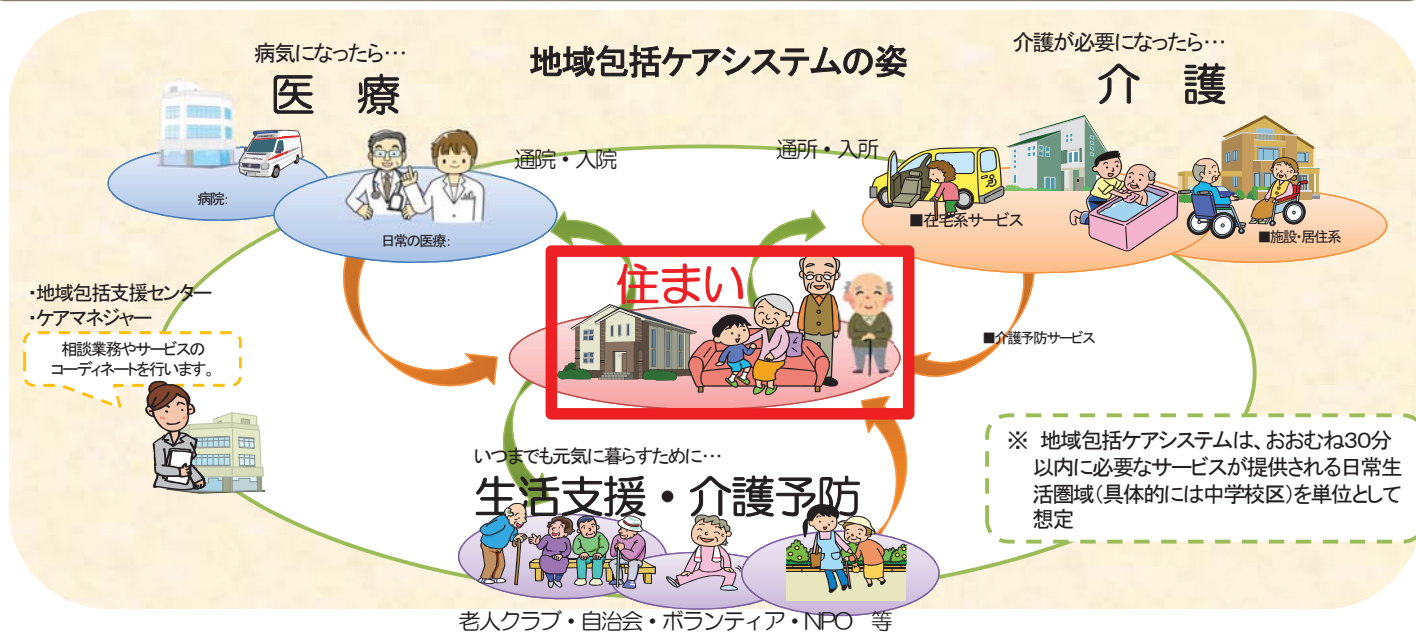
地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 第2条（定義）

この法律において「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

3

地域包括ケアシステムの構築について

- いつまでに： 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、
- 誰 が： 市町村・都道府県が、
- 何を： 重度な要介護状態（や認知症）となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援**が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現。



地域包括ケアシステムの言葉の分解してみる。

地域	類義語：地区、地方、圏域、エリア、ブロック まあ、『自分』とか、『家庭』とか、『家』とかよりは、広い空間みたいなもんじゃないかと。。 → 近所～町内会～学区とか。
包括	「ひっくるめてまとめる」の意。 ある意味、組織的なモノはすべて『包括』的要素を含んでいる？ → 職場とか。
ケア	狭義では、看護、介護。 広義では、世話、配慮、気配り、手入れ、メンテナンス 等々 最近はおっぱら広義？ 厚労政策的に（社会保障政策的に）、主軸に、“年金・医療・介護”があって、 ここ近年の人口構造の変化（少子高齢化等）あたりで如実に進化・変化してきたのも“介護”。 トレンド的な意味合いも多少はあって、介護＝ケアという語を持ち込んだ感じ？
システム	体系、制度、方式、構造、機構など。（一般性の高い概念） 『システムはなくて（ex 医療と介護と生活の）ネットワークだ!』という人もいますが。。

地域包括ケアシステムの5つ要素

- ① 日常生活を支え、やりたいことをかなえさせてくれる医療
「医療から見た地域包括ケアシステム」
- ② 一人ひとりが最後の時間に尊厳を持って過ごせることを支える介護
「介護から見た地域包括ケアシステム」
- ③ 介護の状態にならない、介護の状態が進まないように取り組む予防
「介護予防から見た地域包括ケアシステム」
- ④ 社会(地域)とつながり暮らしやすい社会
「住まいから見た地域包括ケアシステム」
- ⑤ 個人の尊厳を大切に、できないことを支え合う暮らし
「自立した日常生活支援から見た地域包括ケアシステム」

6

居住に課題を抱える人（住宅確保要配慮者）

居住に課題を抱える人とは

- ・ 高齢者、障害者、低額所得者 など
- ・ 住宅セーフティネット法では「住宅確保要配慮者」と定義されている

現状と課題

- ・ 低家賃の住宅が少なく、住宅確保要配慮者には民間賃貸住宅において入居拒否の傾向がある。
- ・ 連帯保証人、緊急時の連絡体制の確保や一定の生活支援が必要な住宅確保要配慮者もいる。

必要な対応

- ・ 連帯保証人や緊急時の連絡先の確保、訪問などによる見守り支援などといったソフト面での対応
 - ・ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない低家賃の住宅の確保などといったハード面での対応
- ⇒ソフト面とハード面での連携した対応が必要

7

【居住支援の全体像】

国のみならず自治体においても、福祉・住宅部局間での情報共有・連携強化を図るとともに、以下に記載している居住に係るハード・ソフトの両施策を一体的に実施するなどにより、居住に困難を抱える者へ必要な支援が届くよう取り組んでいく。

ソフト面の支援例

【高齢者の安心な住まいの確保に資する事業】

空き家等の民間賃貸住宅や集合住宅等に入居する高齢者を対象に、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員を派遣するなど、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。 ※地域支援事業の1メニュー

【生活困窮者地域居住支援事業】

地域に単身等で居住し、親族等の支援が見込めない「孤立した生活」を送る生活困窮者等に対し、住居の確保といった居住支援や訪問などによる見守り・生活支援、これらを通じた互助の関係づくりを行う。 ※30年度から予算事業として実施。31年度からは困窮法の一部生活支援事業として実施を目指す(法改正事項)

【自立生活援助】

障害者支援施設やグループホーム等から地域での一人暮らしに移行した障害者等に対し、支援員が定期的に居室を訪問して日常生活における課題を確認し、必要な助言や関係機関との連絡調整を行う。

※障害者総合支援法に基づくサービス(平成30年4月1日施行)

【社会的養護自立支援事業等】

里親等への委託や児童養護施設等への入所措置を受けていた者に対して、必要に応じて措置解除後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住するための支援などを提供するとともに、生活・就労相談や、賃貸住宅の賃借時等に身元保証を行う。

ハード面の支援例

【新たな住宅セーフティネット制度】

高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者などの住宅確保要配慮者に対し、民間の空き家・空き室を活用した入居を拒まない賃貸住宅(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅)の供給を促進する。併せて、専用住宅の改修費や家賃低廉化等への支援や、入居相談や見守りなどの生活支援を行う居住支援協議会や居住支援法人への活動支援等を行う。

8

居住に関する資源を巡る課題への対応状況

- 居住に関する資源を巡る課題については、新住宅セーフティネットにより制度的対応がなされ、今後、実効性のある施行に向けて、引き続き福祉・住宅行政の連携を深めていく必要がある。
- 一方、施設ほどではない支援や見守りの提供については、各地で先進的な取組がなされている状況。

1. 安価な家賃の住宅の確保

2. 入居支援の強化

3. 家賃債務保証の円滑化

4. 施設ほどではない支援や見守りの提供

新住宅セーフティネットによる対応

□ 生活困窮者の入居を拒まない賃貸住宅を「登録住宅」とし、そのうちの「専用住宅」については①改修費の補助や②家賃債務保証料・家賃の低廉化の補助を実施。

□ 住宅の形態としては、戸建ての空き家を改修したシェアハウスや、例えばアパート一棟を借り上げての集住型等、様々な形をとることが可能な枠組みとなった。

□ 居住支援協議会の活動の中核となる居住支援法人を都道府県が指定し、登録住宅の情報提供、入居相談等を行う。国はこうした居住支援活動に支援を実施。

□ これまで各地の福祉関係者が独自に行ってきた活動が、法的な位置づけを得られる枠組みとなった。

□ 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、(独)住宅金融支援機構の保険引受けの対象に追加。

□ 居住支援法人による家賃債務保証の実施。

□ 制度的な対応としては、高齢者については地域支援事業でカバーしているものの、高齢者以外も含めて存在する支援ニーズ全体への包括的な対応とはなっていない。

□ 各地で先進的な取組事例が展開されているが、それらには共通する要素が見られる。

9

「施設ほどではない支援や見守り」を提供している事例

NPO法人ふるさとの会による取組（墨田区・台東区）

地域に点在するアパート・戸建ての住宅に居住する人に対して支援

共同リビング・サロン



共同リビング

共同リビングやサロンを運営する職員が居場所づくり・仲間づくり・同居者同士のトラブルミーティングや相談支援を担う。

※居住支援を受ける人が生活支援の担い手として就労する側面もある

社会福祉法人偕生会による「地域善隣事業」（低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業）の取組（豊後大野市）

戸建ての空き家を活用

シェアハウスでの同居



養護老人ホームの職員が食事の提供や地域住民との関係づくりを担う。また、同居者同士の互助でできることを見極める。

NPO法人抱樸による取組（北九州市）

地域に点在するアパート・戸建ての住宅に居住する人に対して支援

自立者同士の「互助会」・ボランティアセンター



（互助会運営委員会の様子）

自立生活サポートセンターが居宅設置後の自立生活を支援し、互助会やボランティアセンターが自立者・ボランティアによる行事運営や行事カレンダー訪問配布、相互のお助け活動をコーディネートする。

ナガヤタワーにおける取組（鹿児島市）

通常の民間マンション（6階建て・1R～2LDK）

共同リビング・台所・風呂



共同生活の調整役として、相談員が交流企画（食事会やサークル活動等）を担う。

福祉・住宅行政 の 連携強化のための連絡会議

厚生労働省と国土交通省の連携

福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係部局長等による情報共有や協議を行うための標記連絡協議会を設置。

構成員

厚生労働省 社会・援護局長、社会・援護局審議官（福祉連携、社会、障害保健福祉、児童福祉担当）
社会・援護局 保護課長、地域福祉課長、地域福祉課 生活困窮者自立支援室長
障害保健福祉部長、障害保健福祉部 障害福祉課長
老健局長、老健局 高齢者支援課長
子ども家庭局長、子ども家庭局 家庭福祉課長、家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長

国土交通省 住宅局長、住宅局審議官
住宅局 住宅政策課長、住宅総合整備課長、住宅総合整備課 賃貸住宅対策室長、安心居住推進課長
土地・建設産業局長、土地・建設産業局 不動産課長

開催状況

- 第1回連絡協議会（平成28年12月22日）
 - ・塩崎厚生労働大臣、末松国土交通副大臣より冒頭挨拶
 - ・施策の現状・課題等について両省より報告等
- 第2回連絡協議会（平成29年2月27日）
- 第3回連絡協議会（平成29年6月29日）
- 第4回連絡協議会（平成29年11月8日）
- 第5回連絡協議会（平成30年9月25日）

12

東海北陸厚生局と中部地方整備局の連携

生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、**東海北陸厚生局と中部地方整備局が連携**して、地方公共団体等への支援に取り組む。

■居住支援協議会に係る勉強会

地域の実情を踏まえたよりきめ細やかな居住支援を実施するため、住宅・福祉両部局の取組みについて理解を深めるとともに、居住支援協議会について体制構築や運営にあたってのハードルを洗い出し、先進事例・関連事例の紹介・意見交換等を通じて、市町村単位の設立促進等を図る。

<概要>

主催：中部地方整備局 建政部 住宅整備課
北陸地方整備局 建政部 都市・住宅整備課
東海北陸厚生局 健康福祉部 地域包括ケア推進課

参加：県、市町村の福祉・住宅関係の両部局が参加

【これまでの開催】

- ◇第1回勉強会：平成29年9月15日（住宅：27自治体、35名、福祉26自治体、31名）
- ◇第2回勉強会：平成29年11月10日（住宅：24自治体、29名、福祉8自治体、8名）
- ◇第3回勉強会：平成30年4月27日（住宅：27自治体、38名、福祉10自治体、13名）
- ◇第4回勉強会：平成30年11月1日（住宅：13自治体、14名、福祉9自治体、13名）
- ◇第5回勉強会：令和元年6月26日

（主な議事）

事例紹介：名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会の設立について
事例紹介：Osakaあんしん住まい推進協議会の取組みについて
質疑応答



13

『ご清聴ありがとうございました』



東海北陸厚生局のHPもぜひご覧ください

で検索してください。